

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援

均等割のみ課税世帯への給付金（10万円/1世帯）のご案内

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金の住民税均等割のみ課税世帯への給付金(以下「給付金」)の支給対象は、次の2つの要件を満たす世帯です。

- 令和5年12月1日時点で稲美町に住民登録されている世帯
- 令和5年度の**住民税均等割のみ課税**世帯

※DV（ドメスティック・バイオレンス）等で稲美町に住民登録せずに町内に避難中の方も、給付金を受給できる場合がありますので、重点支援給付金専用ダイヤルへご相談ください。

支給額

1世帯あたり10万円

支給時期

確認書を受理した日から30日以内

手続き方法等

支給対象世帯には「確認書」が届きます。(3月下旬から順次発送を予定)

- 確認書に記入し、必要な書類を添えて同封の返信用封筒にて返送ください。
- 確認書受付期限：令和6年6月28日(金) ※消印有効

18歳以下の児童がいる世帯への加算給付(対象児童1人あたり5万円)

給付金の対象となる世帯のうち、以下の対象児童を扶養している世帯について、給付金に加算して支給されます。

- 対象児童：平成17年4月2日生まれ以降の児童
- 支給額：1人あたり5万円

※以下に該当する場合は、別途申請をいただくことで対象となる場合がありますので、こども課児童福祉係(☎079-492-9155)までお問い合わせください。

- 令和5年12月2日以降に生まれた児童
- 扶養している児童が、別世帯にいる場合
(例)子は単身で寮に入っているため、世帯は別だが扶養している場合

給付金に関する「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

稲美町重点支援給付金専用ダイヤル

☎ 079-492-9177

受付時間 平日8:30~17:15

【確認書送付先】

〒675-1115 加古郡稲美町国岡1-1

稲美町役場 地域福祉課

重点支援給付金担当 宛